

議案第 7 4 号参考資料

豊明市表彰条例（昭和 5 7 年豊明市条例第 1 7 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
（資格の喪失） 第 9 条 功労者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。 （１） <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられたとき。 （２） （略）	（資格の喪失） 第 9 条 功労者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。 （１） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （２） （略）

豊明市個人情報保護法施行条例（令和 4 年豊明市条例第 2 5 号）新旧対照表（第 2 条関係）

現行	改正後（案）
附 則 （経過措置） 第 3 条 （略） 2 ～ 5 （略） 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 5 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 （１） ・ （２） （略）	附 則 （経過措置） 第 3 条 （略） 2 ～ 5 （略） 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 5 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 （１） ・ （２） （略）

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をおの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
--	---

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	（期末手当） 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （略） （3） 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされている職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) (略)

4～6 (略)

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされている職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) (略)

4～6 (略)

豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成２１年豊明市条例第１８号）新旧対照表（第４条関係）

現行	改正後（案）
（罰則） 第３３条 第２６条の規定に基づく命令に違反した者は、１年以下の<u>懲役</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 ２・３ （略）	（罰則） 第３３条 第２６条の規定に基づく命令に違反した者は、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 ２・３ （略）

豊明市消防団条例（昭和４７年豊明市条例第８１号）新旧対照表（第５条関係）

現行	改正後（案）
（欠格事項） 第６条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （１） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２） （略）	（欠格事項） 第６条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （１） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２） （略）

豊明市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和４７年豊明市条例第８５号）新旧対照表（第６条関係）

現行	改正後（案）
（退職報償金支給の制限） 第６条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給	（退職報償金支給の制限） 第６条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給

しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2) ～ (5) (略)	しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2) ～ (5) (略)
--	---

豊明市下水道条例（平成 3 年豊明市条例第 2 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（除害施設の設置） 第 1 1 条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 （1） 下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号。以下「令」という。）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、<u>同条第 3 項</u>に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 （2）～（7） （略） （8） 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が<u>法第 6 条第 4 号</u>に規定する流域関連公共下水道である場合には当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数量 2 （略） 第 2 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。	（除害施設の設置） 第 1 1 条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 （1） 下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号。以下「令」という。）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、<u>同条第 4 項</u>に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 （2）～（7） （略） （8） 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が<u>法第 6 条第 5 号</u>に規定する流域関連公共下水道である場合には当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数量 2 （略） 第 2 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) ～ (7) (略) (8) 第7条第1項、<u>第20条</u>若しくは第24条第1項の規定による申請書若しくは書類、第7条第2項若しくは第14条第1項の規定による届出書、第17条第3号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者	(1) ～ (7) (略) (8) 第7条第1項、<u>第22条</u>若しくは第24条第1項の規定による申請書若しくは書類、第7条第2項若しくは第14条第1項の規定による届出書、第17条第3号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
---	---